




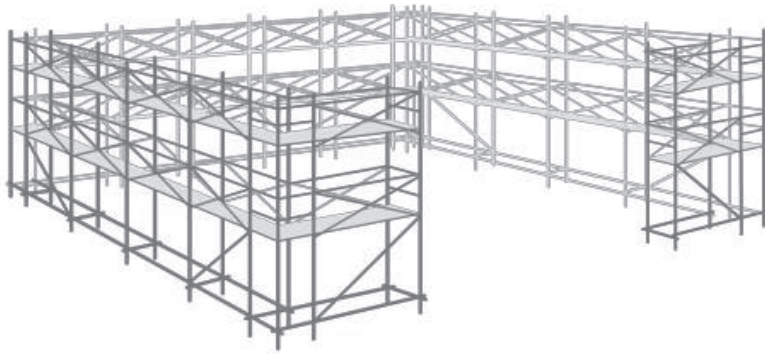
番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	6月 14時頃	土木工事業 10～29人 60歳～64歳	足場 墜落、転落	<p>【発生状況】 新設中の高速道路の橋梁上部工現場で、つり足場を橋桁の下に組立て中の作業者が、同足場の単管の隙間(約2×1m)から約13m下の地面に墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 高所で作業しなければならない場合には、足場の組立て作業に並行して墜落制止用器具の取付け設備を設置すること。 2 つり足場の組立てと並行して墜落防止の安全ネットを張る作業手順とすること。 3 足場の組立作業主任者は、墜落制止用器具の使用等について監視の職務を履行すること。 4 安全を十分に取込んだ施工計画を策定し、労働者に対して周知徹底するとともに、教育訓練を実施すること。</p>
8	8月 13時頃	土木工事業 ～9人 30歳～34歳	水 おぼれ	<p>【発生状況】 河川の護岸工事における締切工内での河床掘削場所が、水位の急上昇による越水で水没し、作業員ら4名が急流につかりながら退避中に1名が流され、5km下流で発見された。発生時刻と同じ頃に大雨警報が発表されていた。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 河川内等での増水の可能性を事前に検討し、増水による危険の判断基準並びに作業打ち切り等の基準を定めることまた、増水時に適切な避難を行うための避難経路等を定め、増水時の避難体制を整備すること。 2 元方事業者、関係請負人による緊急時の避難訓練を実施し、緊急時における避難経路等を作業員に周知徹底しておき、緊急時に対処できるようにしておくこと。 3 増水があった場合の危険を防止するため、増水の程度に応じた適正な作業の方法、手順を決定し、かつ作業体制を整備して適正な作業管理を行うこと。 4 職長を作業指揮者として、作業方法、手順などを決定し、作業を直接指揮させるとともに、異常時の際の適切な措置を指揮させること。</p>
9	8月 12時頃	木造建築工事業 ～9人 40歳～44歳	研削盤、パフ盤 切れ、こすれ	<p>【発生状況】 木造住宅解体現場で、脚立に乗りながら、敷地境界の鉄柵を携帯用研削盤(と石カバーを取り外した、と石直径125mmの電動ディスクグラインダー)で切断しようとしたところ、当該研削盤が跳ね返って首を切った。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 手持ち用グラインダーは構造規格に示された研削といしの覆いがあるものを使用すること。 2 安全な作業が行えるスペースの確保を行うこと。 3 手持ち式グラインダー等、高速回転する工具を使用する作業については、あらかじめ使用する工具による危険を評価し、必要な個人用保護具を定め、これを作業員に使用させること。 4 作業員に作業に応じた基本的な安全衛生教育を実施すること。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
10	8月 9時頃	木造建築工事業 ～9人 40歳～44歳	作業床、歩み板 墜落、転落	<p>【発生状況】 木造住宅の屋根瓦のふき替え工事において、2階屋根外周の足場にかけて2連はしご(瓦の荷揚機を取り付けているもの)を降りているとき、高さ4m付近から墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 安全な昇降設備を設けること。 2 昇降時における安全ブロック等の墜落防止設備及び墜落転落用保護帽等を使用すること。 3 作業内容に即した作業計画を定め、関係者に周知すること。 4 作業者の不安全行動を防止し、安全意識を高めるための安全教育を行うこと。</p>
				
11	8月 9時頃	その他の建設工事 ～9人 50歳～54歳	作業床、歩み板 墜落、転落	<p>【発生状況】 ごみ処理施設補修工事において、足場材の揚重引込作業にあっていたところ被災者がのっていたグレーチング(既設の床)が外れ、当該グレーチングとともに約13m墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 経年化施設・設備における工事受注から現場乗込までの間、発注者(施設管理者)から、経年化施設・設備に係る点検状況(不具合の状況)等に関する情報を収集するとともに、施工開始までに経年化施設・設備について作業に当たり使用する箇所の付帯設備(階段、作業床、手すり等)の確認を行うこと。 2 上記結果に基づきリスクアセスメントを実施すること。 3 リスクアセスメントにおけるリスク低減措置の検討に当たっては、経年化施設・設備の状況を十分に考慮すること。 4 特に高経年化(概ね30年以上)している施設・設備の工事に当たっては、確実な点検・確認及びリスクアセスメントを行うこと。</p>
				
12	8月 11時頃	木造建築工事業 ～9人 75歳～79歳	足場 墜落、転落	<p>【発生状況】 木造住宅新築現場で、高さ4mの一側足場上で左官作業中(2階ベランダの壁下地へ防水シート貼り付け中)、足場と建物の隙間(約50cm)から約1m下の下屋根に落ち、さらに地面に墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 足場板の増設等により可能な限り墜落危険箇所をなくすこと。 2 墜落制止用器具、墜落転落用保護帽等を確実に使用すること。 3 作業内容に即した作業手順を作成し、確実にその履行を図ること。 4 作業者の不安全行動を防止し、安全意識を高めるための安全教育を行うこと。</p>
				

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
13	9月 13時頃	土木工事業 ～9人 65歳～69歳	地山、岩石 飛来、落下	<p>【発生状況】 山林内の崩壊斜面の前に治山ダム(谷止工)を新設する工事現場で、ダム底部の床堀り作業中、斜面上方(高低差10m以上)からの落石(約2m四方)が、道具を使って地ならし中の被災者に当たった。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 作業指揮者の選任、点検責任者の指名等安全管理体制を整備し安全対策を徹底すること。 2 地山の点検体制を整備し、浮石、含水、凍結の状況等を、気温等の環境条件も考慮した上であらかじめ調査し、その結果に適応した安全な作業方法により作業を行うこと。 3 作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前等に、浮石及びき裂の有無等を点検すること。 4 地山の崩壊又は土石の落下により作業者に危険が及ぶおそれがある場合には、安全な勾配(こうばい)とし、浮石の除去、ネットの設置等飛来落下防止対策を講ずるとともに、作業者に対し、土石の飛来・落下、崩壊などの危険及びその防護対策などについて安全教育を実施すること。</p>
14	10月 13時頃	建築工事業 10人～29人 70歳～74歳	その他の用具 飛来、落下	<p>【発生状況】 神奈川県内の解体現場で使用した仮設機材をリース業者に返却するため、被災者が、業者の資材置場まで自社トラックで運搬し、地上から、荷(仮設機材)を固定していたジャッキ付き荷掛けワイヤロープを解いたところ、一番上に積んだ荷(重量約170kg)が落下し、下敷きとなった。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 積卸し作業中の荷崩れを防止するため、過積載にならないようにし、荷の高さ、積み方による偏荷重などが生じないように積載すること。 2 作業計画を見直し、積卸し中の荷の荷崩れによる危険防止対策を確立し、その結果を関係作業者に周知すること。 3 積荷の状態を確認し、荷崩れのおそれのあるときは、荷崩れ防止対策を講じてから、荷締器を外すこと。</p>
15	11月 9時頃	建築工事業 ～9人 25歳～29歳	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	<p>【発生状況】 倉庫のスレート屋根の塗装工事において、屋根の棟付近を移動中、歩み板のない箇所ですレートを踏み抜き、約8m墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 踏み抜き防止措置 スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じること。※防網を張る等の「等」には親綱を配置し、墜落制止用器具を使用させることも含む。 2 作業状況の把握と手順の見直し 作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行うこと。</p>
16	12月 11時頃	建築工事業 ～9人 65歳～69歳	足場 墜落、転落	<p>【発生状況】 保養所の外壁・屋根塗装工事現場において、外壁洗浄作業及び足場の外側に設置していたブルーシートの撤去作業を行っていたが、ブルーシート撤去作業中に足場から墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 墜落制止用器具及び墜落転落用保護帽等を確実に使用すること。 2 作業内容に即した作業手順を作成し、確実にその履行を図ること。 3 作業者の不安全行動を防止し、安全意識を高めるための安全教育を行うこと。</p>

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

- ① 一側足場の使用範囲が明確化されます**
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります**
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- ③ 足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります**
足場の組立て、一部解体、変更等後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

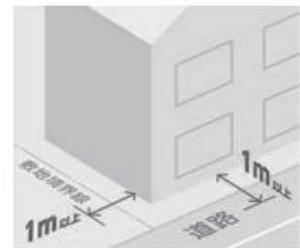
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

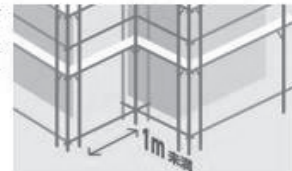


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、
第665条R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の
記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第665条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochil_fudousan_kensetsugyo/const/anzenisei.html

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶ P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶ P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶ P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶ P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶ P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」

▶ P7

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

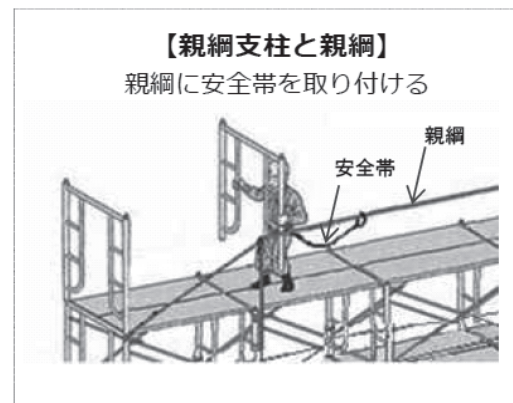
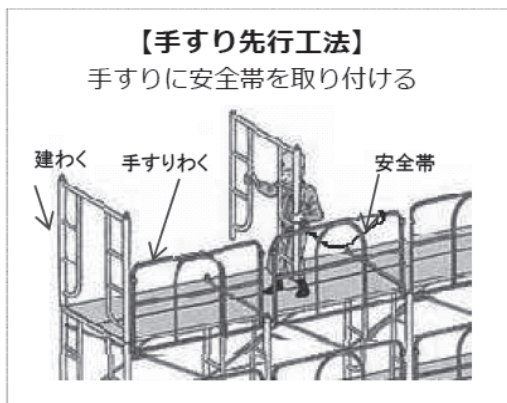
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。

足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
4 関係法令	1時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。